

# 【 八 千 代 町 】

平成29年5月1日現在

## 八千代町福祉タクシー利用料金助成

事業開始：平成18年1月～

### 事業内容

この事業により、在宅の障害者等が適切な医学的治療若しくは機能回復又は各種福祉行事への参加を確保するための一助として、その通院若しくは通所のための往復に要するタクシー料金の一部を助成し、もつて障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 支援の条件、対象者等

町内に住所を有するもので次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、自動車税、軽自動車税を減免されている者及び世帯員が町税を滞納している者を除く。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの
- (2) 療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度が((A))又はAのもの
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級又は2級のもの
- (4) 八千代町に居住する65歳以上の単身世帯のもの及び75歳以上の高齢者のみの世帯のもので所得税非課税世帯のもの
- (5) その他、町長が必要と認めるもの

助成の対象は、対象者が通院等に利用するタクシー料金とし、その額は1回の乗車につき初乗運賃相当額及び陸運局長が認可した小型車又は中型車に係る初乗り運賃相当額との低い方の額とする。利用券は、年間48回分を限度とする。

### 問い合わせ先・ホームページURL

八千代町役場保健福祉部福祉課  
☎0296-48-1111(内線1420)

[http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/file/reiki/reiki\\_honbun/e076RG00000533.html](http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/file/reiki/reiki_honbun/e076RG00000533.html)